

地方税・国保税及び保険料の収滞納管理に関する事務全項目評価書の修正及び滞納整理支援システムの構築に係る同評価書の修正（全項目評価書）（案）に対する住民等からの意見募集について

令和 8 年 1 月からの地方公共団体情報システムの標準化に伴い、本市の滞納整理支援システムを、国が整備するクラウド環境（ガバメントクラウド）上に、国が作成する標準仕様書に準拠したシステムへ移行させる事務を進めております。

これにより、現在の地方税・国保税及び保険料の収滞納管理に関する事務の評価（以下、「特定個人情報保護評価書」という。）（全項目評価書）を修正した上で、特定個人情報保護評価の再実施が必要となります。

（修正箇所）

- ・ 現行の全項目評価書は、令和 8 年 1 月まで（ガバメントクラウド環境に移行する前まで）の評価であるため、新たに令和 8 年 1 月以降の評価内容へ修正する。
- ・ 滞納整理支援システムは、国が作成する標準仕様（マイナンバーを連携する仕様）に準拠するため、それに対する評価内容を新たに加える。

これらは、特定個人情報ファイルに対する重要な変更（特定個人情報保護評価に関する規則第 11 条に規定する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの）に該当するため、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）に当該変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施する必要がある、その中で住民等から意見聴取を行うように定められております。

つきましては、当該変更を反映した特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）を作成しましたので、その内容について市民より広く意見を募集します。